

就農後の手続き

1 青年等就農計画の作成・提出

「青年等就農計画」とは、新たに就農しようとする者が、農業経営に関する目標や施設・機械の整備計画などを一定の様式に記載するもので、就農する市町村長に提出し、承認を受けます。

この計画の認定を受けた者は「認定新規就農者」となり、青年等就農資金などの制度資金の貸しき付け対象になるなどのメリットがあります。

作成、提出に当たっては、就農する市町村または農林振興センター P12 に相談してください。

対象者

- ①青年(原則18歳以上45歳未満)
- ②特定の知識・技能を有する中高年齢者(65歳未満)

※農業経営を開始して一定の期間(5年)を経過しない者が、認定を受けることができます。
※②については、市町村によって対応が異なる場合があるため、45歳以上の方が青年等就農計画の認定を希望する場合は、該当する市町村の担当課にお問い合わせください。

青年等就農計画の作成・認定の流れ

- ①新規就農者が青年等就農計画を作成し、市町村に提出
- ②市町村が同計画を審査・認定
- ③市町村は青年等就農計画を認定後、当該計画申請者に通知(この時点で認定新規就農者となる)
- ④市町村、都道府県等関係機関により、計画達成をフォローアップ

参考ホームページサイト

- 農林水産省による制度説明のページ
http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nintei_syunou.html
- ※青年等就農計画の様式がダウンロードできます。



認定新規就農者になるメリット

- ①「新規就農者育成総合対策」(経営開始資金 P23)の交付資格者になれる
- ②「青年等就農資金」P22 の融資が受けられる
- ③「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」(地域担い手育成支援タイプ・上限300万円)の交付資格者になれる
- ④「経営所得安定対策」(米、麦、大豆、そばなどが対象)に加入できる
- ⑤「農業者年金」P28 の保険料の補助が受けられる
- ⑥「農業経営基盤強化準備金制度」で税制の特例措置が受けられる

2 農業保険(収入保険・農業共済)

自然災害や価格低下など農業経営に伴うリスクに対し、「収入保険」または「農業共済」等に加入することで、一定の所得対策が可能となります。

収入保険制度

- 米、畑作物、野菜、果樹、花、茶など、原則すべての農産物が保険の対象となります(肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵はマルキン等別の補償制度があるため対象外)。
- 保険料を掛捨てする「保険方式」と、保険方式に積立金を加える「保険方式+積立方式」があります。
- 「保険方式+積立方式」には、
 - ①補償限度を高く設定できる
 - ②国庫補助率は、「保険方式」は50%、「掛捨て+積立方式」は75%
 - ③積立金は、補てんに使用されない限り、翌年に持ち越しされる等の特徴があります。
- 制度を利用するには、青色申告を行っている必要があります(現金主義簡易簿記の場合は加入できない)。
- 収入保険制度は、従来の補償制度に比べ、以下のようなメリットがあります。
 - ①対象品目が多い
 - ②補償の範囲が広い
 - ③地域を限定しない
 - ④出荷先が限定されない
 - ⑤就農間もない農家も加入できる(1年分の青色申告の実績が必要)
 - ⑥収入保険制度と類似の収入減少補償制度(農業共済、経営所得安定対策等)との同時加入はできません。
 - ⑦2年間に限り、野菜価格安定制度と同時加入できる。

農業共済

- 自然災害で作物の収穫量が減少したり、園芸施設に損害が出た場合等に補償がなされる制度です。
- 対象となる作物が決まっています。詳細は、以下の 参考ホームページサイト を参照してください。
- 加入者の負担を軽減するため、掛け金の原則50%を国が負担します。

問合せ先

最寄りの農業共済組合にお問い合わせください。

参考ホームページサイト

- 埼玉県の農業共済組合の所在地、連絡先等
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0903/nosai/nosai-ichiran.html>
- 農林水産省による制度説明のページ
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/index.html>
- 農業支援課による制度説明のページ
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0903/nosai/syunuhoken.html>



就農後の手続き

3 農業者年金

農業者年金制度とは、国民年金に上乗せすることで、農業者が将来もらえる年金額を増やすことを目的に作られた公的年金です。

加入要件

- 国民年金第1号被保険者であること。
- 60歳未満であること。
- 年間60日以上農業に従事すること。

メリット

- 積立方式で、掛け金は年金として生涯もらえます。
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。
- 一定の条件を満たす農業者は（認定新規就農者でかつ青色申告者）、保険料の国庫補助が受けられます。

問合せ先

- 最寄りの農業委員会またはJAにお問い合わせください。
- 埼玉県農業会議 P12 でも専門相談員がおり、保険料の試算などの相談を受けることができます。

参考ホームページサイト

- 独立行政法人 農業者年金基金による制度説明のページ
<https://www.nounen.go.jp/>



4 新規就農者農機具等購入支援事業

JAグループさいたまが実施する事業で、対象となる新規就農者が1台当たり10万円以上の農業専用の機械・施設を購入した場合に助成するものです。

助成金額

購入費用の50%、あるいは50万円のいずれか低い金額とします。

※一人1回限りの申請とします。

対象者

- ①新規就農者で以下（A）～（O）のいずれかに該当する者
 (A) 埼玉県内に住所を有し農業に従事している認定農業者及び認定新規就農者
 (B) 所定の実践研修（注1）を経て就農した新規独立就農者
 (C) 一定規模以上（注2）の認定農業者世帯における親元新規就農者（注3）
 (注1) 農業大学校、明日の農業担い手育成塾等を指す。
 (注2) 米（複合経営含む）3ha、野菜0.7ha、
 施設園芸のみの場合0.2ha、果樹0.3ha 以上とする。
 (注3) 親元新規就農者については、年間農業従事日数が150日以上であること。
 ②平成29年4月以降に新規就農した者で、
 令和4年4月1日において60歳未満の者
 ③国の「新規就農者経営発展支援事業」を利用していない、かつ利用する予定のない者

問合せ先等

- 最寄りのJA、または担い手サポートセンター P12 にお問い合わせください。
- 申請時には、所定の申請書のほかに、助成対象物件の内容が分かる書類（契約書・納品書等の写し）、助成対象物件の写真（機械等の全体が分かるもの）等が必要になります。

Interview

就農について、先輩農業者はこう考える

一般的には、「農業をやりたい」ということを家族や知人に相談すると、「なぜ？」と聞かれることが多いようです。

それは、農業が他産業に比べ、「収入が少ない」「作業がキツイ」などといったネガティブな印象を持たれていることが一因にあるかもしれません。

そこで、実際に就農した方がその点についてどう考えるか、聞いてみました。



自分の価値観を信じてみよう

柿澤文喜さん(深谷市)

就農までの経緯

学生時代の得意科目が生物であったことや、祖父が稻作をしていたこともあり、将来について真剣に考えた時、植物を育てる仕事がしたいと思いました。市内のミニトマト農家の元で3年半研修し、自分でできると確信を得て就農を決意しました。

就農に対するネガティブな風潮をどう思っていますか？

確かに他産業よりも収入が少ないこともあります。実際、研修に入る前には農作業を体験させてもらつて確かめました。

ですが、農業をやりたくて始める人は自分にあった仕事としてそれ以外のプラス

の面を重視しています。ネガティブなイメージは周りが勝手に抱いているものなので、自分がそう思わなければ問題ないと思います。

それでも農業を続けているのは…

自分に向いている仕事だと思って始めたことですし、続けていく計画を立てて取組んできました。計画どおりにいかないこともありますが、概ね達成できているかなと思います。

また、農業を続けていくことは研修から就農時、そして今現在もお世話になっている方々への恩返しだと思っているので、一人前になった姿を見てももらえるようにがんばりたいです。そして将来は農業へ新規参入しようとする人の役に立ちたいと考えています。

新規就農者へ告ぐこれが必要だ！

- コソコソと取組める粘り強さ
日々の作業を地道に続けるかがポイント！

- 助けてくれる人
就農前も現在も人とのつながりが大変だと感じています。いつか恩返しできるようがんばっていかねば！



新規参入には、計画と笑顔が大事

ファームしば田んぼ
柴田洋佑さん(川越市)

就農までの経緯

高校生の時、ものづくりへの欲求や環境問題への興味から、第一次産業を学ぶため農業系の大学に進学しました。

卒業後、農業関連の会社に就職しましたが、就農したい気持ちが大きくなり平成26年度からいまいる埼玉県朝日の農業担い手育成塾に入塾し、2年間の実践的な農業研修を経て、平成28年4月に川越市に就農しました。現在、露地野菜と主穀作経営を行っています。

就農に対するネガティブな風潮をどう思っていますか？

僕自身は就農に対してネガティブな感情を抱いたことがないのですが、農業を得られる収入やそれに係る労働時間を、一般的なサラリーマンと比べたらどう思うのかもしれませんね。

確かに金銭的な見返りは少ないですが、農業は人が生きていくうえで欠かせない産業



新規就農者へ告ぐこれが必要だ！

- コミュニケーション(笑顔)
一人だけでは農業にできないので、周りの協力が絶対に必要です。

- 計画性
当初から計画的に行動することにより、スムーズな就農活動や就農後の経営の安定につながります。

- 資金
新規参入は細々した出費が多く、また機械は初めにある程度の機能を持つものを導入しないと、結果的に効率が悪く無駄が多くなります。



就農支援

担当機関一覧

● 主担当窓口 ■ 関連する相談などの対応可能

		県			市町村			埼玉県農林公社	埼玉県農業会議	国	JA	農業共済組合	日本政策金融公庫(日本公庫)
		県庁	農林振興センター	農業大学校	農業担当課	農業委員会	その他担当課						
就農前・就農直後	就農相談 P12 ➔	●	●		●			●	■		■		
	全般 P08 ➔	■	■					■	■		■		
	明日の農業担い手育成塾 P10 ➔	●	●		■			■	■		■		
	農業大学校 P18 ➔	■	■	●				■	■		■		
	就農予備校 P19 ➔	■	■					●	■				
	全般 P14 ➔	■	●								■		
	青年等就農計画 P26 ➔	■	●		●					■			
	農地法・農業経営基盤強化促進法 P20 ➔	■	■		■		●						
	中間管理機構 P20 ➔	●	●		■	■			●				
	機械・施設整備計画 P21 ➔	■	■		■						■		
	住居確保 P22 ➔				■		■						
	全般 P22 ➔	■	●		■						■		
	新規就農者育成総合対策(就農準備資金) P23 ➔	■	●	■	■					■			
	青年等就農資金 P22 ➔		●		●		●						●
	農業に関する移住支援 P25 ➔ P38 ➔	●			■			●					
就農後	新規就農者育成総合対策(経営開始資金) P23 ➔	■	■		●					■	■		
	農業近代化資金 P22 ➔		■							■			
	経営体育成強化資金 P22 ➔		■										●
	その他補助事業等	■	■		■								
	技術指導 P12 ➔ P38 ➔		●	■						■			
	経営指導 P12 ➔		●							■			
	経営農地拡大	■	■		■	●		●		■	■		
	農地法・農業経営基盤強化促進法 P20 ➔	■	■		■								
	中間管理機構 P20 ➔	●	●		■	■		●					
	農業保険 P27 ➔			■								●	
	農業者年金 P28 ➔									●	●		
	GAP P12 ➔ P38 ➔	●	●										
	農産加工・6次化 P12 ➔ P38 ➔	●	●										
	有機農業 P12 ➔ P38 ➔	●	●										
	人脈拡大 P24 ➔ P38 ➔			●									

埼玉県内の 自治体による就農支援

(令和元年8月末現在)

このページでは、埼玉県内の自治体が
独自で行っている新規就農に関する
主な施策について紹介します。

*1 自治体の都合等により、支援内容が変更される場合もありうるので、募集時期や募集人数など、詳細については担当課にお問い合わせください。
 *2 紹介した以外でも、就農相談は多くの自治体で行っています。就農を希望する自治体が確定していれば、まずは担当課に連絡することをお勧めします。

機械、設備等の整備支援のための 補助事業を行う自治体

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	担当課・電話番号等
さいたま市	農業後継者育成事業 自立経営支援事業	<p>▶補助対象 農業後継者(将来にわたり農業経営を継承すると認められる新規就農者(45歳未満)又は認定新規就農者) ▶要件 ●就農計画に沿った内容であること、又は自立経営に資すると認められること。 ●設置場所又は利用場所が市内であること。 上記内容をすべて満たす農業用機械、施設等の導入及び設置</p> <p>▶補助対象経費 工事請負費及び備品購入費 ▶補助率 2分の1以内(上限100万円)</p>	農業政策課 ☎048-829-1378	
伊奈町	伊奈町新規就農者奨励金	<p>▶補助対象・要件 ①伊奈町内に住所を有し、専業農家又は第1種兼業農家の後継者で、学校を卒業し直ちに就農する者又は帰農して1年を経過した45歳未満の者 ②伊奈町内に住所を有し、農業経営基盤強化促進法第14条の4第3項に基づく青年等就農計画の認定を受けた45歳未満の者であって、町内で就農するもの。 ③④に該当する者として町長が認めたもの。</p> <p>▶補助対象経費 初年度30万円、以後5年度まで各年度5万円</p>	伊奈町 アグリ推進課 ☎048-721-2111	
所沢市	新規就農円滑化推進事業	<p>▶補助対象 ●新たな農業の担い手である新規就農者 ▶要件 ●所沢市在住で所沢市内において就農するもの</p> <p>▶補助対象・要件 ①農地の賃借への補助 就農後3年間、農業委員会算出の平均賃借額をもとに補助額を決定、実際の賃借料を上限に農地賃借料を補助 ②農業機械の購入への補助 農業機械の購入に際し、一人一回に限り25万円を上限に購入費の2分の1を補助</p>	農業振興課 ☎04-2998-9158	
狭山市	さやま農産物生産力強化支援事業	<p>▶補助対象 次に掲げる要件のいずれかに該当しなければならない。 [農業者個人] ①狭山市4Hクラブ及び狭山農業青年会議所の会員であること。 ②認定農業者であること。 ③認定農業者になることが見込まれる45歳未満の者であること。 [農業法人] ①認定農業者であること。 ②認定農業者になることが見込まれる法人であること。 [農業者団体] ①農業者個人3名以上で組織される団体であること。 ②代表者の定めがあること。 ③組織及び運営に関する規約の定めがあること。</p> <p>▶補助対象経費・補助率等 事業の実施に要する経費の3分の1以内として、上限金額を農業者個人は30万円、農業法人及び農業者団体は150万円とする。 ※事業の採択要件や優先順位等あり</p>	農業振興課 ☎04-2953-1111 (内線2532)	
富士見市	富士見市認定農業者等チャレンジ支援事業	<p>▶補助対象・要件 ①富士見市在住で、富士見市内において営農する認定新規就農者 ②市税を滞納していない者 ③農地法等関係法令に違反していない者</p> <p>▶補助対象経費 ●農業用機械、器具、農業施設の設置・導入 ▶補助率等 ●補助対象経費の購入又は設備に要する費用の1/2以内(上限50万円) ▶対象となる事業 ●青年等就農計画に掲げられた目標を達成するために必要と認められる事業</p>	農業振興課 ☎049-257-6987 (直通)	

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	担当課・電話番号等
川島町	川島町農業者支援対策事業	<p>▶補助対象・要件 ①町内在住者 ②町税等滞納していない者 ③この事業の補助金及び新規就農者育成総合対策の交付を受けていない者 ●農地面積要件あり ●新規就農者 ●認定新規就農者及び認定農業者 ●年齢15歳以上~49歳以下 ●新規観光農園開設者 ●認定新規就農者及び認定農業者 ●年齢15歳以上~49歳以下 ●観光農園への切替者 ●認定農業者 ●年齢64歳以下</p>	<p>▶補助対象経費・補助率等 農園の開設に要する経費が50万円以上の場合が対象で、経費の1/2を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新規就農者 上限300万円 ●新規観光農園開設者 上限300万円 ●観光農園への切替者 上限100万円 	農政産業課 ☎049-299-1760
小鹿野町	小鹿野町新規就農等支援補助金	<p>▶補助対象・要件 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、①については、新規就農者による。 ①農業用ハウスの取得又は改良 ②農産物の出荷若しくは加工に用いる作業場の取得又は改良 ③加温機、動力噴霧器、揚水ポンプ、防霜ファンの取得 ④トラクター、耕耘機、管理機等(附属品を含む)の取得 ⑤その他町長が事業に必要と認める経費</p> <p>▶補助率等 気象災害の被災者の要する費用から、農業災害共済により支払われる共済金等を除いた費用とする。 【認定新規就農者】 必要資材費の2分の1(上限150万円) 【認定農業者】 必要資材費の3分の1(上限75万円)</p>		農業振興課 ☎0494-79-1103
深谷市	深谷市農業用生産基盤整備等活動補助金	<p>▶補助対象 認定農業者、認定新規就農者</p> <p>▶要件 3/10以内 ※認定新規就農者は5/10以内</p> <p>▶限度額 20~50万円 ※対象機械ごとに定めあり</p>		農業振興課 ☎048-577-3298 nougyou@city.fukaya.saitama.jp
神川町	新規就農青年育成奨励金交付事業	<p>▶補助対象・要件 専ら農業に従事する18歳以上45歳未満の年齢で、以下のいずれかに該当する者。 ①新たに耕作の目的又は主として耕作若しくは養蚕の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、質借権又はその他の使用及び収益目的とする権利を取得した者 ②新たに農業経営の開始に必要な施設、機械又は資材を購入し、設置し、又は貸借したもの ③新たに年間150日以上の農作業に従事した者 ※町内在住及び町内に農地がある者</p> <p>▶補助率等 奨励金の額は、10万円とする</p>		経済観光課 ☎0495-77-0703
	新規就農者農業機械購入費補助金交付事業	<p>▶補助対象・要件 次に掲げる要件を備えている者とする。 ①町内に住所を有し、新たに農業を始める生産意欲がある者であること。 ②町内において農地を所有又は借用することにより、営農の継続が見込まれる者であること。ただし、借用農地に於いては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の規定に基づき、3年以上の利用権を設定した農地であること。 ③町税等を滞納していない者であること。</p> <p>▶補助対象経費 営農に必要な管理機、耕耘機、またはトラクターを新たに購入する経費(消費税等を除く)で2万円以上のものとする。</p> <p>▶補助率等 補助対象経費の2分の1以内で10万円を限度額とする。</p>		

埼玉県内の 自治体による就農支援

(令和元年8月末現在)

- ※1 自治体の都合等により、支援内容が変更される場合もありうますので、募集時期や募集人數など、詳細については担当課にお問い合わせください。
- ※2 紹介した以外でも、就農相談は多くの自治体で行っています。就農を希望する自治体が確定していれば、まずは担当課に連絡することをお勧めします。

機械、設備等の整備支援のための 補助事業を行う自治体

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	担当課・電話番号等
寄居町	寄居町定年 就農者等 支援事業	<p>▶補助対象・要件 以下に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①寄居町居住 ②町内で農業経営を始めようとする65歳以下の定年退職者等 ③町税の滞納がない者 ④新規就農に関する町の他の補助金等の交付を受けていない者 ⑤過去にこの要綱による補助金を受けていない者 ⑥実施後3年以上町内で営農する者 	<p>▶対象経費 10万円以上の機械購入費、施設整備費 ▶補助率等 1/2以内 ▶限度額 30万円(1経営体1回のみ)</p>	農林課 ☎048-581-2121
加須市	新規就農者 育成事業 (う、助成事業)	<p>▶補助対象・要件 市内に住所を有する者であって、かつ、市内で就農し、申込み時の年齢が15歳以上64歳以下であって次のいずれかの要件に該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①加須市青年等就農計画の認定を受けた方 ②新たな営農類型に変更しようとする方 ③前①及び②に掲げるもののほか就農に意欲及び熱意を有する者で、市長が別に定める基準を満たすと認める方 	<p>▶補助対象経費・補助率等 市内で就農するときから5年以内に必要となった農業用施設の取得(賃借)の場合における施設の資産価値を高める大規模な修繕(改修)等)又は農業用機械の購入について1年分に限り補助金を交付する。 ※費用の2分の1以内の額(上限100万円)</p>	農業振興課 ☎0480-62-1111 (内線213)
吉川市	認定農業者 支援事業	<p>▶補助対象・要件 認定農業者(認定新規就農者を含む)</p>	<p>▶補助対象経費・補助率等 認定農業者及び認定新規就農者の農業経営の効率化を図るために、経費の一部を補助。(市との予算の範囲内で行うため、申請額が予算額を超えた場合は選考又は交付額の調整を行な場合あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①設置面積500m²以上の農業用施設の新設、農業用施設(ハウス等)の修繕、農業用機械(トラクター等)の購入 ※補助額は1/2以内で、それぞれに対象事業費の下限、補助額の上限の設定あり ②雇用賃金(同居家族以外の者を農作業のために雇用した場合の補助) ※補助額500円/人・時間、ただし40,000円以内 ③去人化、GAP・HACCP認証経費補助 ※経事業費の1/2以内で上限10万円まで。 ただし、初回分のみ ④農福連携事業補助障害者の雇用のため必要な設備の改修にかかる費用に対する補助 ※総事業費の1/2以内で上限10万円まで 	農政課 ☎048-982-9482
杉戸町	地域農業 担い手育成 助成金	<p>▶補助対象・要件 町内在住の被扶養目的で営農する農業者審査にあたり、新規就農者、若手農家に有利になる傾斜配点あり。</p>	<p>▶補助対象経費 農業に要する施設、設備、機械などの購入に対し広く助成。 ▶補助率等 3/10以内 事業費の1/2か20万円のうち低い金額。</p>	農業振興課 ☎0480-33-1111 (内線322)

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	担当課・電話番号等
宮代町	新規農業 経営参入 担い手支援 事業 (農業機械)	<p>▶補助対象 新規参入による新規就農者(就農5年未満) ▶要件 ●遊休農地等を含めた農地を活用して畑作(野菜)に取り組み、今後5年間で経営規模を拡大する計画又は新しい村森の市場での出荷販売額増加させる計画があること。 ●利用下限面積(町内農地)が参入時50a以上。</p>	<p>▶補助対象経費 町内で新規参入による農業経営を行うための参入初期段階の農業機械導入補助 ①トラクター(25馬力以上) ②栽培管理機(マルチヤー、畝立成型機・管理機、苗移植機等) ▶補助率等 1/2以内、補助上限2,500千円／人</p>	産業観光課 ☎0480-34-1111
	新規農業 経営参入 担い手支援 事業 (栽培施設)	<p>▶補助対象 ●新規参入による新規就農者 ●農家の子弟(農業経営継承者) ●いずれも就農後5年未満に限る</p> <p>▶要件 ●販売を目的とし、新しい村森の市場までの北庭地消を進めるための生産・出荷・販売計画があること。 ●周年で作物を生産・出荷すること(周年作物の場合)。</p>	<p>▶補助対象経費 野菜等園芸作物の栽培施設用ビニールハウス導入補助 ①ビニールハウス(井戸等灌漑設備及び電源設備含む)150m²以上1棟 ▶補助率等 1/2以内、補助上限2,500千円／人</p>	

新規就農者に対する補助事業を行う自治体

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	担当課・電話番号等
さいたま市	農業後継者 育成事業 研修派遣事業	<p>▶補助対象 農業後継者(将来にわたり農業経営を継承すると認められる新規就農者(45歳未満)又は認定新規就農者)</p> <p>▶要件 農業技術の向上や国際化時代に対応できる経営感覚等を修得するための指導農家等での研修または、農業経営に関連する資格を取得するための研修</p>	<p>▶補助対象経費 手数料、負担金及び報償費 ▶補助率等 3分の1以内(上限5万円)</p>	農業政策課 ☎048-829-1378
加須市	新規就農者 育成事業	<p>▶補助対象 市内に住所を有する者が、かつ、市内で就農し、申込み時の年齢が15歳以上64歳以下であつて、その年齢が64歳未満である方。</p>	<p>▶補助対象経費・補助率等 埼玉県農業大学校の研修を受けた方、もしくは、市内農家等で実践的な研修を受けた方に対して、一箇月当たり3万円の就農研修奨励金を支給する。 【研修生を受け入れる市内の農家及び農業生産法人等への支援】 1箇月当たり2万円の就農研修費を支給する。</p>	農業振興課 ☎0480-62-1111 (内線213)
羽生市	新規就農・ 後継者 育成事業	<p>▶補助対象 ①羽生市内に住所を有するもの ②埼玉県農業大学校に在学している者 ③大学校を卒業後、本市において農業を経営し、又は農業に従事する意欲が十分にあること。</p>	<p>▶補助対象経費・補助率等 ①条例別表に定める授業料の2分の1以内の額 ②大学校が定める教科書の購入に係る経費の額 ③助成金の交付年限は、専攻する科ごとに定められた修業期間以内とする。</p>	農政課 ☎048-561-1121
八潮市	八潮市 農業後継者 育成助成金	<p>▶補助対象 ①八潮市内において農業に従事している農業後継者 ②将来市内において農業に従事することが確実な者 ③①、②に準ずるもので、市長が認める者</p>	<p>▶補助対象経費・補助率等 ①埼玉県農業大学校での研修 ②農業後継者の育成を目的とする機関における修学期間が1年以上のもの ③回、県及びその他公共団体等が主催する県外への視察研修であって、5日以上の日程を要するもの ④先進的な農家、研究機関等への視察研修であって、5日以上の日程を要する者 ▶補助額等 農業後継者の育成を目的とする修学及び研修等への参加に対し、予算の範囲内で助成金を交付する ●交付額 修学の場合 30,000円/人・年(限度額)研修等の場合 30,000円/人・研修(限度額)</p>	都市農業課 ☎048-996-2111

機械、設備等の整備支援のための補助事業を行う自治体

新規就農者に対する補助事業を行う自治体

新規就農者支援に係る 自治体に関する情報

(令和元年8月末現在)

- ※1 自治体の都合等により、支援内容が変更される場合もありますので、募集時期や募集人数など、詳細については担当課にお問い合わせください。
 ※2 紹介した以外でも、就農相談は多くの自治体で行っています。就農を希望する自治体が確定していれば、まずは担当課に連絡することをお勧めします。

就農前研修を実施する自治体

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	担当課・電話番号等
さいたま市	就農に向けた農業研修	▶支援対象・要件 市内に住所を有し次のすべての条件に該当する者。 ①研修修了後、市内で就農し、認定新規就農者を目指す強い意欲があること。 ②受講開始時の年齢が18歳以上64歳以下であること。 ③高等学校卒業又はこれと同等の学力を有すること。 ④心身ともに健康で、農業研修に耐えられる体力と精神力を持っていること。 ⑤研修の全期間について研修に支障なく参加でき、かつ、通えること。 ⑥普通自動車運転免許を有すること。	▶研修内容 研修会場で栽培実習や座学を通して技術習得を支援する。	農業政策課 ☎048-829-1378
東松山市	農業塾(野菜コース・梨コース)	▶支援対象・要件 ①野菜、梨に関する農業技術・知識を学び市内で就農をめざす者、また農業サポートをめざす者 ②市内で新規就農し、営農開始が確実な者	▶研修内容 ①野菜コースは、農業塾は場(農業公社借上地20a)で栽培実習や座学を通して技術習得を支援する。 ②梨コースは、市内梨農家の梨園で栽培実習や座学を通して技術習得を支援する。	農政課 ☎0493-21-1400
	露地野菜栽培研修休日コース	▶支援対象・要件 野菜づくりの基礎を実習形式で学び市内で就農または市内野菜農家の手伝いを希望する者	▶研修内容 東松山市農林公園内「体验・研修農場」で、野菜づくりの基礎(耕耘、定植、防除、収穫等)の習得を支援する。	
	農林公園イチゴ栽培研修	▶支援対象・要件 市内でイチゴの施設栽培を希望する者	▶研修内容 東松山市農林公園内「高度環境制御型温室」で、イチゴの施設栽培技術の習得を支援する。	
寄居町	よりい週末有機農業塾(令和3年度) <small>※内容は年度により異なります</small>	▶支援対象・要件 ①農業に取り組もうと考えている方 ②農ある暮らし、自給自足的な農業に興味のある方	▶研修内容 ①毎週日曜日、午前9時から3時間程度 ②有機農業等に関する講義、実践的な研修	寄居町農業委員会事務局(農林課内)
加須市	加須の農業担い手塾業	▶支援対象・要件 加須市内で就農を予定している方、又は加須市に在住・在勤で農業に興味のある方 <small>参加費:20,000円</small>	▶研修内容 農業の基礎知識と農作業の基本技術の習得研修期間:毎年7月から翌年3月まで(全15回)	農業振興課 ☎048-62-1111 (内線213)
羽生市	はにゅう農業担い手育成塾	▶支援対象・要件 ①申請時の年齢が50歳未満である者 ②農業大学校において1年以上、農業に関する教育課程を修了した、または経営体において同等以上の実地研修を修了した者 ③研修終了後に羽生市内に就農する者 ④心身ともに健康な者	▶研修内容 指導農家の選定 耕耘から収穫・出荷、販売まで一貫した模擬経営の実践や実際に指導農家のもとでの実践的研修により、農業経営における技術と知識を身につけ、営農への準備を支援する。 ●塾生は研修生奨励金の補助を受けることができ、還元上はセットとなっている。	農政課 ☎048-561-1121
春日部市	春日部市農業ヘルパー事業	▶支援対象・要件 ①市内の農家 ②市内、市外問わず、農業に興味がある人、農業をやってみたい人、農業を手伝う人	▶研修内容 市内の農家で「農業が忙しい時期に人手が欲しい」といった際に、市役所に登録されたヘルパーに農業の手伝いを頼めるもの。 ヘルパーを探す手伝い(あっせん)をするほか、閲覧のみの利用も可能。 度量場所:春日部市役所農業振興課、春日部農業振興センター、JA南彩春日部営農経済センター、JA埼玉みずほ南部経済センター	農業振興課 ☎048-739-7085

農業に関する移住支援を行う自治体

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	担当課・電話番号等
飯能市	「農ある暮らし飯能住まい」に関する支援	▶支援対象 飯能市に移住を希望する者(就農希望者、半農半X希望者含む)	▶支援内容 ●農業体験コツアー、家庭菜園、市民農園、本格農業の各段階で必要となる支援 ●住宅建設に係る経費を補助	まちづくり推進課 ☎042-973-2268
小川町	移住サポート事業	▶支援対象 小川町に移住を希望する者(就農希望者を含む)	▶支援内容 ●小川町に移住し、就農する際に必要な支援(移住相談等)	小川町移住サポートセンター ☎0493-74-1515
小鹿野町	移住相談窓口事業(きゅうり栽培)	▶支援対象 次の要件に該当する者。 ①小鹿野町に移住を希望する者(就農希望者を含む) ②農業学校卒業レベルの農業技術を習得した者	▶支援内容 ●小鹿野町に移住し、きゅうり生産者として就農する際に必要な支援(移住相談及び農地、住宅、指導者等の斡旋)	総合政策課 ☎0494-75-1238
神川町	地域おこし協力隊としての農業サポート事業(梨栽培)	▶支援対象 次の要件に該当する者。 ①20歳以上、50歳以下の者 ②3大都市圏等から神川町へ住民票を移動し、町内に居住できる者 ③普通自動車免許を保有し、日常的に利用できる者 ④パソコンを使った管理運営、情報発信が可能な者 ⑤心身健康で、研修終了後も神川町に定住する意思のある者	▶支援内容 地域おこし協力隊として特定農業(梨)のサポートに対する支援を以下のとおり行う。 ●梨栽培の作業補助を通じ、新規就農者として必要な技術を習得するための支援の実施 ●研修期間中は給与として月額166,000円を支給 ●予算の範囲内で、住宅賃、自家用車、その他業務に必要なものに対する補助を受けることが可能 ●研修期間は最長3年 ●3年間の研修後に町内の梨生産者として就農する際の支援も実施	経済観光課 ☎0495-77-0703
行田市	行田市移住・定住プロジェクト	▶支援対象 行田市に移住を希望する者(就農希望者含む)	▶支援内容 ●移住相談窓口の設置 ●その他、必要な支援	企画政策課 ☎048-556-1111

その他就農関係情報

新規就農に係る埼玉県農林部関係課の業務

埼玉県では、新規就農に係る各種支援を行っています。

ここでは P12 で紹介した就農相談窓口とは別に、業務別に各担当課が行っている業務等について紹介します。

埼玉県庁農林部の新規就農者関係の担当課

担当課名・連絡先	新規就農者に係る主な業務	連絡先	参考サイト(他ページで紹介したものは除く)
農業支援課	<ul style="list-style-type: none">▶ 農業経営及び農業技術の普及指導に関すること▶ 農業機械に関すること▶ 新規就農者等の育成に関すること▶ 農業大学校との連絡調整に関すること	<ul style="list-style-type: none">● 経営・技術関係 ☎ 048-830-4047● 農業機械関係 ☎ 048-830-4055● 新規就農者育成・農業大学校関係 ☎ 048-830-4051	<ul style="list-style-type: none">● 農業支援課のページ https://www.pret.saitama.lg.jp/soshiki/a0903/index.html ● 「埼玉農業女子特集」のページ※ https://www.pret.saitama.lg.jp/a093/saitamanougyoujosi.html ● 「埼玉農業男子特集」のページ※ https://www.pret.saitama.lg.jp/a0903/saitamanougyoudanshi.html 
農業ビジネス支援課	<ul style="list-style-type: none">▶ 農地中間管理事業に関すること▶ 農業に関わる移住に関すること▶ 農業の6次産業化に関すること	<ul style="list-style-type: none">● 中間管理事業関係 ☎ 048-830-4033● 移住関係 ☎ 048-830-4093● 6次化関係 ☎ 048-830-4122	<ul style="list-style-type: none">● 農業ビジネス支援課のページ https://www.pret.saitama.lg.jp/soshiki/a0902/index.html 
生産振興課	<ul style="list-style-type: none">▶ 稲・麦類、大豆、野菜類等の生産、出荷に関すること	<ul style="list-style-type: none">● 野菜振興関係 ☎ 048-830-4142● 主穀振興関係 ☎ 048-830-4145● 花き振興関係 ☎ 048-830-4381● 果樹・特産振興関係 ☎ 048-830-4146	<ul style="list-style-type: none">● 生産振興課のページ https://www.pret.saitama.lg.jp/soshiki/a0904/index.html 
農産物安全課	<ul style="list-style-type: none">▶ 有機農業の推進に関すること▶ GAPの推進に関すること	<ul style="list-style-type: none">● 有機農業・GAP関係 ☎ 048-830-4057	<ul style="list-style-type: none">● 農産物安全課のページ https://www.pret.saitama.lg.jp/soshiki/a0907/index.html ● 環境保全型農業に関するページ（有機農業含む） https://www.pret.saitama.lg.jp/a0907/kankyuheizen.html ● S-GAPの推進に関するページ https://www.pret.saitama.lg.jp/a0907/s-gap/index.html 

経営指標について

就農に当たっての経営計画を立てる際には、自分が作りたい農産物の収益性やコストなどをよく考慮する必要があります。

品目ごとの経営指標等については、以下の **参考ホームページサイト** 等を参照してください。

参考ホームページサイト

- 群馬県による経営指標参考ページ(ぐんまアグリネット)

https://aic.pref.gunma.jp/agriculturals/management_support



情報収集について

就農相談会は国、県、民間等が主体となり、様々な形態で開催されています。一度に多くの情報が収集できたり、個別に相談ができるので、就農準備期間中に活用することをお勧めします。

参考ホームページサイト

- 新・農業人フェア(農林水産省後援による全国規模の相談会) 

<https://www.shin-nogyojin-yumex.com/>

- 埼玉県農業支援課による就農相談案内(就農支援セミナー、休日就農相談) 

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0903/syunou/index.html>

- マイナビ農林水産FEST(民間企業主催による就農相談会) 

<https://agri.mynavi.jp/fest/>

就農に関する相談会

就農関係の冊子、書籍等

就職就農に関する情報収集

全国新規就農センターが発行する「就農案内読本」が参考になります。

インターネットによりPDFファイルがダウンロードできるほか、県主催の相談会等で入手できます。また、就農に関する書籍は多数出版されているので、自らに合う書籍を見つけて熟読するのも有用です。

参考ホームページサイト

- 「就農案内読本」のダウンロード先

※当アドレスは2021年度版のもの

https://www.be-farmer.jp/assets/file/study/pdf_leafret/annnai_2021.pdf



近年は、就職就農に関する仲介サイトが充実してきており、農業法人と就職就農希望者をマッチングするイベントが盛んに実施されています。

就職就農を希望する場合には活用するとよいでしょう。

参考ホームページサイト

- あぐりナビ(農業法人に特化した求人サイト)

<https://www.agri-navi.com/>

